

平成 20 年 8 月 20 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 全国信用組合中央協会
全国信用協同組合連合会

「企業結合に関する会計基準（案）」ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（案）」に対する意見書

標記に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、提出いたします。
よろしくご検討のほど、お願い申し上げます。

記

1. 意見

標記会計基準（案）第 4 項にて適用対象として「会社、組合その他これらに準ずる事業体」とされているが、非営利法人として位置づけられる協同組合組織の金融機関である信用組合については、適用除外にすべきものとする。

仮に適用対象であるとしても、信用組合の合併については、「持分の結合」の考え方による資産および負債の帳簿価額による引継ぎを認めていただきたい。

2. 理由

協同組合である信用組合の出資は、株式会社の株式とは異なり、市場性も時価の概念もない。

また、信用組合の組合員は出資額の多寡にかかわらず、各々 1 つの議決権に限られており、株式会社のように支配、被支配の関係が成立するものではない。

このように、信用組合の合併は会計基準（案）および適用指針（案）で示されたとおりの株式会社と同様の会計処理を適用するのは困難であり、「取得」として処理するのではなく、「持分の結合」の考え方をを用いて処理すべきと考える。よって、その資産および負債の引継ぎにあたっては帳簿価額により移転すべきである。

また、本件は関係法令等との関係も十分考慮する必要があると考える。

以上